



Title	近世の学習者はいかに漢文を〈書く〉能力を身につけたか：仁斎・淇園の塾における「作文」学習を中心に
Author(s)	張, 茜
Citation	日本学報. 2023, 42, p. 2-17
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/91307
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

[論文①]

近世の学習者はいかに漢文を〈書く〉能力を身につけたか ——仁斎・淇園の塾における「作文」学習を中心に——

張 茜

はじめに

古典漢文を〈書く〉能力は、知識人の必須の教養として、近世日本における中国文化受容の重要な一形態をなしていた。儒学のみならず、医学、仏教、洋学などの学問をするにも、そのテキストの大半は漢文で書かれており、漢文を読めること、さらには漢文を書けることは、近世日本における知的活動の必須の教養だった。しかし、当時の学者たちはどのようにして漢文を〈書く〉能力を身につけたかという近世の学びの文化のあり方については、まだ十分には論じられていない。この問題について考える際、重要な手がかりとなるのは、伊藤東涯『作文真訣』や皆川淇園『習文録』などの漢文を〈書く〉能力を養うための著作である。本稿の目的は、近世の学びの文化のあり方を問う観点から、近世の学習者はいかに漢文を〈書く〉能力を身につけたかを明らかにすることである。

近世の学びの文化についての代表的な先行研究としては、辻本雅史『「学び」の復権—模倣と習熟』¹がある。辻本は、「一定の手本を模範として模倣し、それを習熟して身体的に獲得していく」²手習いから始まり、素読→講釈→会読と展開する近世の模倣的・習熟的な学びの階梯を論じている。しかし、辻本の研究では、近世の学習者はどのように漢文を〈書く〉能力を身につけたのかは具体的には論じられていない。

ここで、辻本が「「学ぶ」ということは、子どもの手習いのように、正しい手本をモデルにして、できるだけそれに似せて習う」³ことであったという議論の典拠とした貝原益軒『和俗童子訓』の「読書法」を読み直してみると、そこには「四書を、毎日百字づつ百へん熟誦して、そらによみ、そらにかくべし」⁴とあることが注目される。ここからは、「そらによむ」(素読)という学びの文化に加えて、「そらにかく」という学びの文化も存在していたことが確認できる。本稿が最初の手がかりとするのはこの点である。

そこで、続く第1節では貝原益軒『和俗童子訓』の分析から始めるが、その前により詳しく先行研究を検討しておく、本稿の主題に密接に関わる先行研究としては、李長波「江戸時

代における漢文教育法の一考察—伊藤仁齋の復文と皆川淇園の射復文を中心に」⁵、土田健次郎「仁齋先生の漢文修行」⁶、古田島洋介「復文の地平—失はれた学習法の復活を目指して」⁷、湯城吉信「懷徳堂末期の漢文教育—並河寒泉『課蒙復文原文』、並河蟹街『復文草稿』を中心に」⁸などがある。このうち、李の論文が対象としているのは、本稿でも取り上げる『文林良材』首巻や皆川淇園『習文録』であり、土田・湯城の論文が対象としているのは、それぞれ古義堂における作文学習の事例と幕末期の懷徳堂における作文学習の事例である。いずれも、具体的な資料に基づいた基礎的な研究であり、本稿はこれらの論文による諸資料の内容紹介や書誌的研究に多くを負っている⁹。また、古田島の論文は、近世日本における「復文」という学習方法の言語教育的な側面に注目し、その遺産を現在に生かすことを模索しており、参考になる¹⁰。しかし、資料の紹介や書誌的な研究、あるいは現代の漢文教育への活用などが関心の中心に据えられているこれらの論文においては、古典漢文を〈書く〉能力を身につけるための学習を、全体として近世における学びの文化の展開のうちに位置づけようという視点は弱い。そこで、本稿では、これらの先行研究の成果を踏まえつつ、古典漢文を〈書く〉能力を身につけるための学習の通時的展開を、近世における学びの文化の一側面に光をあてるという観点から、明らかにしたい。これまで個別に明らかにされてきている事柄を踏まえつつ、先行研究の間違いを訂正したり、新たな事実や資料を発掘したりしながら、この問題に関する大きな展望を示すことが、本稿の課題である。

1. 貝原益軒『和俗童子訓』における「作文の学」

『和俗童子訓』は、宝永7(1710)年、貝原益軒が81歳のときに書いた実践的な教育論であり、日本で子供の教育について体系的に論じた最初の著作であるとされている。辻本も議論の典拠としたように、この『和俗童子訓』は、近世前期の学びの文化を考えるうえで最も重要なテキストの一つである。

益軒が『和俗童子訓』のなかで幼児期の人間形成の決定的な要因と考えているのは、目や耳による子ども自身の見習い、聞き習って似せるという模倣する力である。そのような考え方に立つ益軒は、すでに引いた通り、繰り返し声に出して素読することにより、「そらによ」めるようになるだけでなく、「そらにか」けるようにならなければならないと述べている。素読により求められていたのは、たんに暗唱できるようになることだけではなく、漢文の本文を暗記することでもあったのである。

益軒は、漢文学習の手本については、「小児の時、経書の内、とりわけ孟子をよく熟誦すべし。是義理の学に益あるのみならず、文章を作る料なり。此書、文章の法則となり、筆力を助く。朱子も、孟子を熟誦して文法をさとれりといへり。又、文章を作るためには、礼記

の檀弓、周礼の考工記を熟誦すべし。是等は皆古人の説なり。又、漢文の内数篇、韓・柳・欧・蘇・曾南豊等の文の内にて、心に叶へるを択びて、三十篇熟誦し、そらに書て忘れざるべし。作文の学、必如此すべし¹¹と、「孟子」や「礼記の檀弓、周礼の考工記」、さらには「韓・柳・欧・蘇・曾南豊等の文」を手本として「熟誦」し、「そらに書て忘れ」ない、すなわち、もとの漢文そのものを記憶することによって、「作文の学」が成就するとしている。

このように、貝原益軒『和俗童子訓』からは、「そらにかく」という学びの文化の存在を確認できる。幅広い読者に向けて書かれた『和俗童子訓』で論じられているのであるから、このような「そらにかく」という学びの文化は、広く行われていたと考えられるが、これまで十分に論じられてきていない。

以下では、伊藤仁斎門人の書肆林義端が出版した『文林良材』や古義堂文庫に伝わる関係資料、皆川淇園の『習文録』等の資料を活用しながら、具体的に「そらにかく」という学びの文化のあり方を明らかにしていく。

2. 古義堂における「作文」学習

まず、近世前期における「作文」学習のあり方がわかる重要な事例として、古義堂に注目する。古義堂文庫(天理図書館)には、古義堂での「作文」学習のあり方を知ることのできる資料が少なからず伝わっており¹²、すでに1940年には加藤仁平『伊藤仁斎の學問と教育—古義堂即ち堀川塾の教育史的研究』¹³の第4章第3節「漢文教育法としての訳文即ち復文」等において、詳しく紹介されていた。それを踏まえた先行研究としては、前掲の土田論文もある。しかしここでは、それらの資料とはやや性格の異なるものとして、伊藤仁斎門人の林義端¹⁴が出版した『文林良材』に注目したい。『文林良材』は近世前期に出版された「作文」学習の指導書であり、元禄14(1701)年の序文が冠せられているこの資料からは、『和俗童子訓』とほぼ同じ時期に、古義堂における「作文」学習のあり方がどのようなかたちで広い読者に提示されたかを知ることができる。『文林良材』においては、古義堂における「作文」学習のあり方が定式化されたかたちで広い読者に示されているという点で、個別具体的な資料から出発するよりも、全体像を把握しやすいという利点があるため、ここではこの資料の分析から始めることとしたい。

『文林良材』は首巻と巻1～6の7冊から構成されているが(詳しい内容は【表①】参照)、今回本稿が目指すのは、主にその首巻である。『文林良材』首巻は序・総目録・凡例・作文真訣・訳文法式・訳文式例・読書題目・鈔書門類の8つの部分から成る。

ここでいう「訳文」とは、いったん漢文を書き下したあと、その書き下し文をもとの漢文に戻すという、漢文を〈書く〉能力を養うための学習法のことである。それが、仁斎の創始し

【表①】『文林良材』の構成

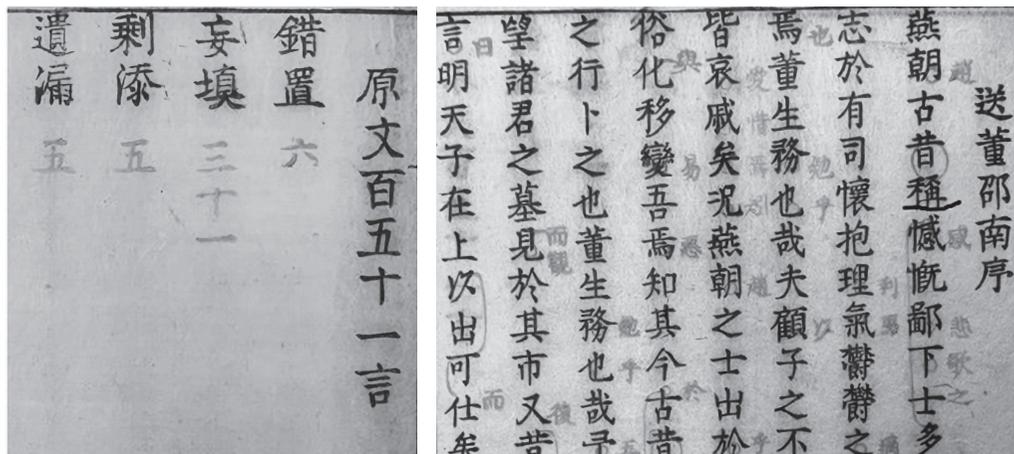
冊	巻	内 容	備 考
第1冊	首巻	[見返し]	「元禄辛巳新刊／文会堂蔵版／文林良材」
		序	「元禄辛巳孟冬朔旦 林義端九成序」
		凡例	凡五則
		総目録	
		[首巻解説]	林義端
		作文真訣*	伊藤東涯の著作。凡七条。元禄戊寅識語
		訳文法式*	伊藤東涯による訳文のやり方の解説
		訳文式例	ゝ林義端が補った訳文・復文の実例 韓退之「送何堅序」元禄庚辰蠟月十日 橋古直訳 復限以十二日 韓退之「送董邵南序」元禄庚辰季冬十三日 某甲訳 復以十五日為限ゝ
		読書題目*	伊藤東涯の著作
鈔書門類*	伊藤東涯の著作		
第2冊	卷之一	文法大意	「作文総論」「作文秘訣」以下全17項目
第3冊	卷之二	叢林四六文式	「四六大意」以下全23項目
		序文并書札等採用熟語	「詩文奉呈」以下全25項目
第4冊	卷之三	文体凡二十八則	28種の文体に関する解説
第5冊	卷之四	名文訓解凡十二篇	韓退之の名文12編の原文と解説
第6冊	卷之五	名文訓解凡十八篇	欧陽永叔の名文18編の原文と解説
第7冊	卷之六	[卷6解説]	林義端
		称名纂积人倫	
		翰墨映詞	
		印章綺語	
		匾額駢言	
	[刊記]		「元禄十四年辛巳孟秋吉旦 京城東洞院通夷川上町 林九兵衛梓行」

(注) *印は伊藤東涯『重刻刊謬正俗』(明和9年刊)・『三刻刊謬正俗』(寛政7年刊)に再録

た古義堂の特徴的な学習法として¹⁵、林義端により紹介されているのである。

『文林良材』首巻を中心に検討していくと、古義堂における「作文」学習について注目されるポイントは二つある。一つめのポイントは、「俗習」(和習)を克服しようとする態度である。林義端は、『文林良材』首巻に伊藤東涯『作文真訣』を収めるにあたり、日本人の書く漢文は「漢人ノ格ニアタラス、俗習ヲマヌカレガタシ」¹⁶と、同書により作文を学ぶことの重要性を強調している。

【図①】 「訳文式例」所載「復文」の修正例



この「俗習」を克服するために提案されているのが、「訳文」「復文」を繰り返し練習することである。伊藤東涯の「訳文法式」は、古義堂におけるこの作文学習法を解説したものであり、そのなかでこの「訳文」「復文」の方法を具体的に紹介している。それによって説明すると、まず唐宋の名文から100～600字の一節を取り出して「原文」とし、これをいったん書き下したうえで（「訳文」）、もとの漢文に復する（「復文」）、というのが、その方法である。

ここで、「訳文」「復文」の作業について詳しく見ていくと、まず「原文」とすべき文章を選ぶ基準が示されている。「原文」は訳す人が適宜選ぶことになるが、その文章は「融粹」なるものを選ぶべきであり、「佶屈」なるものは避けるべきである¹⁷。このように選び出した「原文」を書き下す「訳文」の作業においては、日本語に訳されることのない「助字」の部分は○を使って代替する（ただし「助字」が文末ではなく句中にある場合は○はつけない）。そして、「復文」の際の参考とするために、原文の字数を書いておく。このような作業は、月に3回あるいは6回（10日に1回もしくは2回）行われるべきであるとされている。また、「復文」の正確性を検証する際には、間違いが「錯置」「妄填」「剩添」「漏逸」の4種類に分類され、どのような間違いを多く犯したかを確認することが求められている。

そして、林義端が加えた「訳文式例」は、この「訳文」「復文」の具体例を示すものであった。「訳文式例」に例として挙げられているのは、「送何堅序」(191言)と「送董邵南序」(151言)の2編であり、いずれも韓愈の作である。まずその「訳文」が示されており、それを原文に復する「復限」(復文作業の締切)は二日後とされている¹⁸。そして「復文」の例を見ると、朱書きで誤りを訂正する例が示されており（【図①】参照）、「送何堅序」は原文191言に対し間違は「錯置」が3か所、「妄填」が10か所、「剩添」が3か所、「漏逸」が3か所の合計19か

所、「送董邵南序」は原文151言に対し間違は「錯置」が6か所、「妄填」が31か所、「剩添」が5か所、「漏逸」が5か所の合計47か所となっている。古義堂では、このような訓練を10日に1回もしくは2回課すことによって、漢文を〈書く〉能力を養おうとしたのであった¹⁹。

二つ目のポイントとして確認しておきたいのは、古義堂において共有されていた文章についての価値観である。東涯は、「読書題目」で、読むべき書物として、経・史・子の古典のほか、集に分類されるものとしては、『文選』のほか、韓愈・柳宗元・歐陽脩・王安石・曾南豊・三蘇、さらには朱子・王陽明の文を挙げている。ここで重要なのは、唐宋の名文家の文章が、思想的立場の異なる朱子・王陽明のものも含めて、規範とされている点である。この点では、貝原益軒と古義堂はほぼ完全に一致している。荻生徂徠が古文辞を提起する以前の文章観とはそのようなものであったともいえよう。

天理図書館の古義堂文庫には、早くに加藤仁平が紹介し(注13参照)、その後土田健次郎が詳しく分析したように(注6参照)、仁斎とその門人が漢文を〈書く〉練習をした様子がかがうことのできる資料が豊富に残されていることは、すでに述べた通りである(注11参照)。このうち、いちばん年代の遅い『訳林』『訳原』は、古義堂第三代当主伊藤東所が仁斎とその門人の訳文とその原文を整理・筆写したものであり、古義堂内での「訳文」「復文」の実践例をまとめてうかがうことのできる貴重な資料であるが、この『訳林』『訳原』は、古義堂で手本とされたのは上述のような唐宋の名文家の文章であったことを確認できるという点でも重要な資料である。古義堂では、唐宋の名文家の文章の一節を手本としながら、「訳文」「復文」の練習が繰り返されていたのであった。

すでに見たとおり、貝原益軒の『和俗童子訓』からは、「そらにかく」という学びの文化がすでに当時広く存在していたことを確認することができるが、古義堂の「訳文」「復文」からは、そのような学びの文化が、専門的な学問塾ではどのようなかたちで実践されていたかを具体的に知ることができる。専門的な学問塾では、素読の延長でもとの漢文を暗記するというレベルにとどまらず、名文を模倣して自分でも書けるようになることを目指す「作文」学習が実践されていたのである。そして、次に見るように、皆川淇園『習文録』の時代になると、この「作文」学習はさらにマニュアル化されていった。

3. 「作文」学習のマニュアル化——皆川淇園『習文録』を中心に

前節では、古義堂の事例に即して、元禄期頃の「作文」学習について見てきた。次に取り上げる皆川淇園『習文録』(刊行年未詳)は、『文林良材』より70年以上のちの安永5(1774)年の序文を冠する著作であるが、これは同じく京都で学問塾を開いていた皆川淇園の塾で行われていた「作文」学習の教科書である。

【表②】『習文録』の構成(注1)

冊			備 考
第1冊	習文録 上	習文録題言	「安永三年甲午季秋 浪華 葛西欽題」
		習文録読譜	書き下し文50編。末尾に「甲午習文録訳題終」とあり。
		附 有斐齋射復比較科範	
第2冊	習文録 下	習文録原文	原文50編。末尾に「有斐齋科範凡錯置者一当五失」とあり。
		甲乙判	
第3冊	習文録二編 上	続習文録読譜	書き下し文50編
第4冊	習文録二編 下(注2)	続習文録原文	原文50編
		甲乙判	
第5冊	習文録三編 上	習文録[読譜]	書き下し文50編
第6冊	習文録三編 下(注3)	習文録[原文]	原文50編
第7冊	習文録四編 上	習文録四編上巻[原文]	原文50編
第8冊	習文録四編 下	習文録四編下巻[読譜]	書き下し文50編
第9冊	増訂習文録甲乙判 上	増訂習文録甲乙判題言	「文化辛未仲秋 門人遠州 和久田寅題」
		増訂習文録甲乙判巻上	一編の甲乙判の増訂版の前半
第10冊	増訂習文録甲乙判 下	習文録甲乙判巻下	一編の甲乙判の増訂版の後半(注4)

(注1) 「弘化三年丙午初夏 皇都書林 御幸町御池下ル町 菱屋孫兵衛」という刊記を持つ版本を基準に作表した。

(注2) 李長波論文によると「寛政三年辛亥十月 皇都書肆 菱屋孫兵衛 西村平八」という刊記を持つ版本あり。

(注3) 李長波論文によると文政元年の刊記を持つ版本あり。なお、寛政11年刊行の『淇園文集』所載の「皆川淇園先生著述目録」には「続習文録 出来」とあり、その時点では三編は未刊であったことがわかる。

(注4) 「寛政十年七月出版/明治九年五月十八日版權免許」という刊記を持つ版本あり。ただし寛政10年の時点では三編以降は未刊であったはず。明治9年版の「出版人」の「藤井孫兵衛」は、住所(上京第卅区御幸町御池下ル)から考えて、書肆菱屋。

『習文録』は1編から4編の2冊ずつと増訂甲乙判2冊の10冊から構成され(構成の詳細については【表②】参照)、そのなかで、「射復(射覆)文」²⁰というかたちで「作文」学習の方法がより厳密化されている点が、ここでの重要なポイントである。

仁齋の「訳文」「復文」も、淇園の「射復文」も、具体的なやり方は似通っている。漢文をいったん書き下し、それをまたもとの漢文に戻して、間違った箇所を確認するというのが基本である。ただし、淇園の「射復文」は、仁齋の「訳文」「復文」と比べると、より厳密化されているといえる。

まず『習文録』の特徴的な点を二点指摘しておく、第1編・第2編に「甲乙判」が収められている点²¹、第1編に「有斐齋射復比較科範」²²が収録されて具体的な到達度の評価基準が示されている点を挙げるができる(【図②】参照)。「甲乙判」は、書き下した文章をもとの漢文に復する「射復」をする際に、同訓異義字の意味の違いを弁別し、文脈上どの字を用いるのが適切であるかを甲乙をもって示したものである。明言はされていないが、「甲乙

【図②】 「訳文式例」所載「復文」の修正例

習文録		有斐齋射復比較科範											
原文	知言	成人	大文	令聞	瞻辭	俊秀	材敏	知言	成人	力達	知至	自強	成人
二百八十言	十失	二十失	二十九失	三十五失	四十一失	四十八失	五十五失	六十失	六十失	六十失	六十失	六十失	六十失
二百九十言	十一失	二十一失	三十失	三十七失	四十四失	五十一失	五十八失	六十三失	六十三失	六十三失	六十三失	六十三失	六十三失
三百言	十二失	二十二失	三十一失	三十八失	四十五失	五十二失	五十九失	六十四失	六十四失	六十四失	六十四失	六十四失	六十四失
三百一十言	十三失	二十三失	三十二失	三十九失	四十六失	五十三失	六十失	六十五失	六十五失	六十五失	六十五失	六十五失	六十五失
三百二十言	十四失	二十四失	三十三失	四十失	四十七失	五十四失	六十一失	六十六失	六十六失	六十六失	六十六失	六十六失	六十六失
三百三十言	十五失	二十五失	三十四失	四十一失	四十八失	五十五失	六十二失	六十七失	六十七失	六十七失	六十七失	六十七失	六十七失
三百四十言	十六失	二十六失	三十五失	四十二失	四十九失	五十六失	六十三失	六十八失	六十八失	六十八失	六十八失	六十八失	六十八失
三百五十言	十七失	二十七失	三十六失	四十三失	五十失	五十七失	六十四失	六十九失	六十九失	六十九失	六十九失	六十九失	六十九失
三百六十言	十八失	二十八失	三十七失	四十四失	五十一失	五十八失	六十五失	七十失	七十失	七十失	七十失	七十失	七十失
三百七十言	十九失	二十九失	三十八失	四十五失	五十二失	五十九失	六十六失	七十一失	七十一失	七十一失	七十一失	七十一失	七十一失
三百八十言	二十失	三十失	三十九失	四十六失	五十三失	六十失	六十七失	七十二失	七十二失	七十二失	七十二失	七十二失	七十二失
三百九十言	二十一失	三十一失	四十失	四十七失	五十四失	六十一失	六十八失	七十三失	七十三失	七十三失	七十三失	七十三失	七十三失
四百言	二十二失	三十二失	四十一失	四十八失	五十五失	六十二失	六十九失	七十四失	七十四失	七十四失	七十四失	七十四失	七十四失

判」という名称からは、これが採点基準でもあっただろうと推測される。第1冊・第2冊の「甲乙判」が『増訂習文録甲乙判』として再編集された際、門人の和久田寅がその「題言」のなかで「凡テ漢人ノ文ヲ解スルニ、国習ノ弊ヲ除テ、真意ヲ得ルノ妙決ヲ会スベシ」²³と述べているように、『習文録』からは『文林良材』と同じく「国習」を排する態度を見て取ることができるが、とくに同訓異義字の使い分けを詳しく解説している点に特徴がある。

一方、「有斐齋射復比較科範」には淇園の塾における漢文を〈書く〉能力の到達度の評価基準が示されている。具体的には、「失」（減点）の点数によって、少ないほう（＝優秀なほう）から順に、「知言」「發憲」「力達」「知至」「自強」「成人」「大文」「令聞」「瞻辭」「俊秀」「材敏」と11等に分けられている。たとえば、原文100字の漢文の場合、五失（マイナス5点）であれば「知言」に当たり、十失（マイナス10点）であれば「成人」に当たる。「失」（減点）の計算がどのようになされたかについて明確に記されているのは、第1編所収の原文末尾の「有斐齋科範凡錯置者一当五失」（文字の転倒があったら1か所あたりマイナス5点）という箇所のみであり、減点の計算がどのようになされたかは判然としないが、同訓異義字の「甲乙」の判定などによりさらに細かく減点の基準が決められていたと考えられる。『文林良材』の「訳文式例」と比べると、漢文を〈書く〉能力の訓練が、非常に体系化され、評価の基準も厳格化されていることがわかる。

次に、『習文録』で手本とされている原文について見てみると、第1編の「題言」で、「其法

漢人ノ記事百言上下ノ文ヲトリテ……コレニ依リテ其原文ノ字ヲ射復セシム²⁴と「射復文」のやり方を記している点が注目される。『文林良材』と対照してみると、古義堂で「原文」とされたのは唐宋の名文の100～600字の一節であったのに対し、『習文録』では必ずしも名文に限定せず一般的に「漢人ノ記事」としており、分量についても「百言上下」とより短く設定している。

『習文録』では例文を「百言上下」と短く設定していることから、淇園の塾で行われていた漢文を〈書く〉練習は古義堂に比べてよりわかりやすい段階から始まっており、練習問題的なものが多かったことがわかる。文章の規範の面から見ると、前述した『文林良材』における文例は唐宋の名文がほとんどであり、その「来歴」が非常に重視されていた。『文林良材』とほぼ同時代の『和俗童子訓』が重視していたのも、「孟子」や「礼記の檀弓、周礼の考工記」、さらには「韓・柳・欧・蘇・曾南豊等の文」のような唐宋の名文であった。これに比べ、皆川淇園の塾で射復文の原文とされたのは、必ずしも「名文」ではなく、『功過格』『語林』『智囊』『旧聞記』『明皇十七事』など、より読みやすい読み物のほうが主体であった²⁵。

ここまで述べてきたことを整理すると、淇園の塾では、名文ではなくわかりやすい文章を手本として、非常に体系化されたかたちで漢文を〈書く〉訓練を行っていたことがわかる。古義堂においては、漢文を〈書く〉練習をすることと、名文に親しむことが一体となっていたが、淇園の塾では、前者が独立して、学びの文化の一形態として定着しているといえる。「甲乙判」や「有斐斎射復比較科範」を特徴とし、名文を原文とはしない淇園の塾においては、「作文」学習のマニュアル化が進んだと評価できるだろう。18世紀後半に至って、「作文」学習は、マニュアル化された学びの文化の一形態として学習者の間に定着していったのである。

4. 護園派との関係

以上、元禄期には漢文を「そらによむ」(=素読する)延長で「そらにかく」という学習文化が存在していたこと、同じ時期の古義堂では「訳文」「復文」による「作文」学習が行われていたこと、18世紀後半には皆川淇園によってそのマニュアル化が進められたことなどを明らかにしてきた。本節では、その過程に護園派がどのようにかかわっていたかを見てみたい。

荻生徂徠が漢文訓読を批判して「華音直読」を提唱したことは周知の通りである²⁶。しかし、皆川淇園が「唐音ヲ学ヘバ、文章ヲ作ルタメニナルト云コト、近来ヨリ人ノ多ク言フコトナリ。唐音ニテ素読スルコトガ為ニナルト云コトナラバ、四書六経等ノ文字直読ニテ、記憶シヤスキ故ニ云フカ。……ソレモ素読シタルマデニテ、其直読ノ内ニ義理ガ聞ヘネバ、

……格別ノ益ハ見ヘヌコトニテ、倭読モ同ジコトナルベシ」²⁷と批判しているように、「華音」で「直読」する訓練をしたら、漢文の意味がわかるようになるというわけではないであろうし、ましてや、漢文が書けるようになるというわけでもないであろう。では、護園派では、漢文を〈書く〉訓練はどのように行われていたのであろうか。

この点と関わって手がかりとなりそうなのは、荻生徂徠の高弟の一人、山県周南の著作『作文初問』²⁸である。しかしながら、『作文初問』のなかでは、どういう訓練を積みば文法的に正しい漢文を書けるようになるかについてはまったくといってよいほど説明されていない。わずかに述べられているのは、「文ヲ作ント欲セバ先古辞雅語ヲ多ク記憶スヘシ。胸中富贍ナレバ筆ヲ把リテ自由三昧ナリ」²⁹といったことぐらいである。ここからわかるのは、『作文初問』は、すでに文法的に正しい漢文を書くことのできる読者に、どうすれば文体的に優れた漢文を書けるようになるかを示そうとする著作であって、初学者が文法的に正しい漢文を書けるようになるためにはどうすればよいかを説く著作ではない、ということである。「初問」というタイトルにもかかわらず、『作文初問』では、読者が文法的に正しい漢文を書けることは前提とされているのである。ここから推測されるのは、漢文訓読を否定し華音直読を提唱していた護園派としては、「訳文」「復文」のような学習法は明示的には勧めにくかったのではないか、ということである。しかし、護園派独自の、文法的に正しい漢文を書けるようになるための学習法が示されていないことから考えると、護園派の学者たちも、少なくとも勉強を始めたばかりの段階では漢文を書き下した漢文に戻すという訓練を重ねていたと推測するのが妥当であろう。

本稿の論旨にとって護園派がより重要なのは、皆川淇園『習文録』の「甲乙判」と関わってである。「甲乙判」とは、同訓異義字の意味の違いを説明しつつ原文の文脈を踏まえてどれを使うのが適切か甲乙をもって判定したものであるが、近世日本において、同訓異義字の意味の違いに注意を促したのは、荻生徂徠『訳文筌蹄』だったからである。

まずは、『習文録』に収められた最初の文例の一節について、同訓異義字の使い分けについての説明がどのようになされているかを見てみよう。『習文録』1編の冒頭には、『功過格』の一節の原文と書き下し文が射覆文の訓練のための教材として掲載されているが、原文の「形於言貌」(書き下しは「言貌ニアラハル」)の「形」について、ほかに考えうる同訓異義字として「見」「露」を挙げ、「見」を甲、「露」を乙としている。その説明として、淇園は次のように述べている。

判曰、「形」ハ四角又ハ円キナド云皆形ナリ。サレバ、此「形」ハ譬ハフクサ又ハ風呂敷ナドニ包ミテモ、其物ゴシニ、其内ナル物ノ形ハ、目ニ見ユ。情ノ言貌ニアラハルコトヲ云フニハ、故ニ「形」ノ字ナリ。「見」ハタダ目ニカカルヲ云フ。「露」ハムキ出シタルコト。皆或ハ軽スギ或ハ重スギタリ。

淇園の説明によると、「形」は「其物ゴシニ」でも「其内ナル物ノ形」がわかることを言い、「見」はたんに見えること、「露」はむき出しになっていることを言う。したがって、原文の文脈に即するなら、ここの「アラハル」には「形」の字が用いられるべきであり、「見」や「露」は「或ハ軽スギ或ハ重スギ」ということになる。原文の文脈上、「形」が一番適切で、ほかに考えうる同訓異義字の中では、「見」が甲、「露」が乙となる。「甲乙判」とは、このような、原文の文脈に即してなされた同訓異義字の使い分けの優劣の評価であり、これは「有斐齋射復比較科範」における「失」(マイナス点)の計算の基準でもあったと考えられる。

ここで荻生徂徠『訳文筌蹄』の「彰著見現顕露暴形彪旌甄表^卅章」の説明を参照してみると³⁰、徂徠は「見」について非常に詳しく説明したうえで、「形」については「形ノ見ユルト云義ナルユヘ、全体見ヘズトモ形ノ見ユル意ニ用ユ」、「露」については「元来夜ル外ニ宿スルヲ露ト云フ。……皮ヲムキオホヒヲトリテ中ヲ取出シタル意ナリ」と説明しており、「甲乙判」の説明は大筋では徂徠の説明と一致していることがわかる。皆川淇園の同訓異義字の意味の違いへの注目は、近世中期以降広く利用された『訳文筌蹄』の影響を踏まえてのことであったといつてよいであろう。

そのことを踏まえたうえで、「甲乙判」の特徴を指摘するなら、「甲乙判」は、原文の文脈に即してどの字が適切かを説明しようとしている点に特徴がある。荻生徂徠『訳文筌蹄』は、同訓異義字の意味の違いを字書のかたちで説明しているのに対し、「甲乙判」は射覆文の実践のなかで同訓異義字の意味の違いが学べるよう工夫されているのである。このような、文脈を重視し作文練習の実践を重視した点が、淇園の「甲乙判」の重要な点であるといえる。

ところで、『習文録』第1編の「甲乙判」は、のちに再編集されて『増訂習文録甲乙判』になる。この『増訂習文録甲乙判』においても、一応原文との対応関係は踏まえられているが、たとえばいま見た「形」「見」「露」についての説明は、「形内ニモチタルモノノナリニ、外ヘ見ユルコトナリ。見ハ、内ニモチタルモノガミヘルコトニナルキミニナル。顕ハテンドヘデタルコトナリ」と変わり、原文の文脈がわかりにくくなっている分だけ、淇園の説明の意図もわかりにくくなっている。同訓異義字書として完成度の高い『訳文筌蹄』と比べると、『増訂習文録甲乙判』の説明は、わかりにくく、また不正確な部分も少なくなく、初編からの「増訂」は必ずしも成功していないといつてよいだろう。

5. 近世の学びの文化における訳文・復文

ここまで、近世日本における漢文を〈書く〉能力を養うための学習文化の展開について見てきたが、この学習文化は、初級・中級レベルと、上級レベルの、二つの水準に区別して捉えることができるだろう。

皆川淇園の『習文録』は、第1編の「題言」に「窮郷僻邑ノ士、文章ニ志シアレトモ、良師ニ乏シキモノハ、此冊誠ニ諄誨ノ良師ニ比スベシ」³¹と述べられているように、淇園塾の射復文の教科書としてだけでなく、「良師ニ乏シ」い学習者が独習するためのいわば初級レベルの参考書としても刊行されたといえる。実際、『習文録』の現存する版本は、明治に入ってからのもも多く、近世以降もこのような学習方法は継承され、さらに広く定着してきたといえる。

古義堂の「訳文」「復文」を紹介する『文林良材』は、唐宋の名文を原文としているという点で『習文録』よりは高度な内容であるが、「訳文式例」を見ると、ここでもやはり文法的に正しい漢文を書けるようになることが課題とされており、『文林良材』はいわば中級レベルの参考書として刊行されたのであることがわかる。なお、『文林良材』首巻の主要な部分をなす伊藤東涯『作文真訣』は、明和9(1772)年刊の『重刻刊謬正俗』、寛政7(1795)年刊の『三刻刊謬正俗』の附録として刊行されており、後年まで使われたことが確認できる。本稿では、このような初級・中級レベルの、文法的に正しい漢文を〈書く〉能力を身につけるための学習文化はどのように発展し広がっていったかを主として論じてきた。

このような学習文化が、近世後期の学びの文化のうちどのように定着していったかは、たとえば次のような事例からうかがうことができる。近世後期の代表的な学問塾である咸宜園においては、漢文を〈書く〉練習は、「学則」によれば、課業の中に「復文」という教科が設けられ、「毎月六回仮名文を唐宋文体に復せしむ。点額は十点を限とす」³²といったかたちで行われていた。毎月6回という頻度で行われている点、唐宋の名文が手本とされている点は、『文林良材』に重なり、点数制になっている点は、『習文録』に重なる。『文林良材』や『習文録』に見られる初級・中級レベルの漢文を〈書く〉能力を養うための学習文化は、このようなかたちで一般的に定着していった。

では、このような初級・中級段階よりももう少し高い水準では、どのようなことが行われていたのだろうか。すでに知られている事例としては、古義堂の「私試制義会」がある。当時毎月1回朔日に行われていたこの会では、あらかじめ出題された課題について中国の科挙に倣って答案を書き、共同で討論し添削するということが行われた。仁斎の「私試制義会式」によると、封をして持ち寄られた匿名の作文は、次のようなかたちで共同の検討の対象にされた。

参評乃ち案上に就て、手に信せて拙き取る。毎卷先づ其の得所の次第を其の上に録して、衆と論議し、定まりて後に朱筆を用ゐ、略ぼ為に竄定す。畢る。之を会長に呈す。会長再び看詳し、刪定するに青筆を用ゆ。如し佳境に値へば、或いは圈、或いは批、其の宜しき所に従ひ、略ぼ其の工拙を議し、或いは口づから文を作るの法を授け、甲乙を校へず、次第を分たず。争端を起こさんことを恐るるなり³³。

引用文中の「参評」は、この会の参加者の中から推薦された数名の批評者、「会長」は仁斎を指す。この部分からは、机の上に積まれた匿名の作文がどのように批評されたかがわかるだろう。この会の参加者は、先輩の朱筆と仁斎の青筆によって添削批評され、作文能力を鍛えられたのであった。「私試制義会式」には「試を以て之を名づくとも、実は課なり」とあるように、この会は、試験ではなく課業として行われる、漢文を〈書く〉能力を高めるための古義堂の教育の一環であった。ここでは、文法的に正しい漢文を書けるようになるという初級・中級レベルよりもさらに進んだレベルで、高度な内容の漢文を書けるようになるための学習が、集団的になされていたのである。

この点と関わるのちの時期の事例として参考になるのは、安永8(1779)年刊行の山本北山『作文志毅』である。「作文」学習に触れる18世紀後半の文章論の一つである『作文志毅』は、そのなかで、「訳文」「復文」の練習について、「文章を作らんと思はば、善交の友二三人、若は四五人と結社し、月に四五回の会日を期め、各々訳文を携来て覆文すべし」³⁴と述べて「覆文」の練習を会読形式であることを勧めている。ここで注目されるのは、『作文志毅』の説明によると、選ぶ「原文」は「句法險き章」であることが求められた点と、古義堂のように助字を○で示すだけでなく、さらにどの字に訳すか迷うであろう「疑字」すなわち同訓異義字を□で示すという方式が提案されているという点である。『作文志毅』ではあえて「句法險き章」が原文とされている点からは、前述した『習文録』や『文林良材』のような初級・中級レベルの学習から一歩進み、さらに高い水準での漢文学習が目指されていたことがわかるだろう。また、同訓異義字を□で示すという北山の提案からは、北山が皆川淇園『習文録』の「甲乙判」と同じ問題意識に立ちつつ、独自の工夫をしようとしていた様子が見えてくる。

このように『作文志毅』に注目すると、漢文を〈書く〉練習について、会読形式であえて難しい原文に取り組むという、初級・中級レベルのマニュアル化された学びとは異なる、より高いレベルでの学びの試みもなされていたことがわかる。近世後期には、前田勉のいう「会読の思想史」³⁵の一部として、漢文を〈書く〉能力を養う訓練も定着していったといえよう。

おわりに

中井竹山は、伊藤仁斎の学説には批判的であったが、その文章については、明和4(1767)年に脱稿した『非徴』の「総非」において、「文章の道は、榛塞未だ闢けず。故にその立言滅裂、観るに足る者なし。仁斎の京師に起るに及び……始めて文章を知り、頗る侏離を夏音に化す」³⁶と称揚している。本稿では、仁斎の時代を起点として、漢文を〈書く〉能力を養うための学びの文化の展開を論じてきたが、この竹山の発言を参照すると、近世の学者の実

感においても、仁斎の時代が漢文能力が飛躍的に向上しはじめた時代であったと認識されていたことがわかるだろう。

近世には、大量の作文論が書かれた。その多くは、文体の違いや文章の優劣を論じる文章論であったが、ここまで見てきたように、貝原益軒の『和俗童子訓』、古義堂周辺の『文林良材』、皆川淇園の『習文録』、山本北山の『作文志穀』など、「作文」学習に触れるものもあった。本稿では、これらの資料を分析することにより、漢文を〈書く〉能力を養うための学びの文化がどのようなかたちで発展・定着してきたかを明らかにした。近世後期の代表的な学問塾である咸宜園においても、「復文」という教科が毎月6回という頻度で行われていた点はすでに指摘した通りである。

このような漢文を〈書く〉能力を養うための学びの文化は、17世紀から18世紀にかけて定式化され定着していっただけでなく、現存する『習文録』の多くが明治以降の版本であることからわかるように、その影響は明治以降にも継承されていった。それを現代に生かそうとする試みもなされつつある³⁷。本稿は、そのような思想的・文化的遺産の近世におけるあり方を明らかにしたのである。

注

-
- 1 角川書店、1999年。岩波現代文庫版、2012年。
 - 2 同前、岩波現代文庫版、33頁。
 - 3 同前、141頁。
 - 4 貝原益軒『和俗童子訓』（5巻5冊、宝永7〔1710〕年序跋、刊年不明）については、岩波文庫本（1961年）による。引用は、250頁。
 - 5 『Dynamis：ことばと文化』第6号、京都大学大学院人間・環境学研究科文化環境言語基礎論講座編、2002年。
 - 6 『新しい漢字漢文教育』第40号、全国漢文教育学会、2005年。
 - 7 『明星大学研究紀要』第15号、2007年。
 - 8 『大東史学』創刊号、大東文化大学歴史文化学会、2019年。
 - 9 これらの論文のうち、本稿と大きく問題意識が重なるのは、李長波論文である。李論文は、本稿でも取り扱う資料の書誌的研究を行いつつ、伊藤仁斎・皆川淇園の復文について漢文教育の方法としての側面に注目して論じたうえで、仁斎と淇園の文章観、とりわけ「辭ト氣ト」の合一を重視する淇園の文章観に注目している。以上のように、李論文の研究関心は、最終的には淇園の言語観・文章観に向

かうかたちとなっているが、本稿の研究関心は、仁斎や淇園の言語観や文章観ではなく、漢文を〈書く〉能力を養うための学習方法の詳細や、それが近世日本における学びの文化の一部として定着していった過程にある。このような学習文化論的視点をとっている点が、本稿の特質である。

- 10 近世の「復文」を現代の漢文学習に生かすことを意図した古田島の著作として『これならわかる復文の要領—漢文学習の裏技』(新典社、2017年)参照。また、古田島洋介・湯城吉信『漢文訓読入門』(明治書院、2011年)の第30課には皆川淇園『習文録』を活用した「復文」の練習問題が収められている。
- 11 前掲『和俗童子訓』、250頁。ただし、岩波文庫本の誤植を版本により修正した。
- 12 そのような資料としては、「古学先生訳文」(2-47)、「訳林」(2-11)、「戊申訳林」(21-2)、「課試譯叢」(21-3)、「旧訳文」(21-4)、「復唐鑑譯」(2-15)、「東涯訳文叢」(2-16)、「訳林」(30-3)、「訳原」(30-4)、「訳唐鑑」(136-9)などを挙げるができる。()内は古義堂文庫の資料番号。
- 13 目黒書店、1940年。
- 14 林義端については、中嶋隆「林文会堂義端年譜稿(上)一元禄末年まで」(『国文学研究』第85号、早稲田大学国文学会、1985年)、同「林文会堂義端年譜稿(下)一宝永元年以降」(同前86号、1985年)参照。
- 15 『文林良材』首巻では、ここで紹介されている「訳文」は「仁斎先生ノ権輿」であるとされている(1丁表)。
- 16 林義端編『文林良材』首巻、1丁表。
- 17 「融粹」は古典中国語にも現代中国語にも存在しない語彙であるが、「佶屈」と対比して使われていることから、「読みやすく分かりやすい」という意味で使われているのであろうと推測される。
- 18 「訳文式例」の訳文例には、この訳文が書かれた日付と訳者が記されており、そのあとに「復限以十二日」「復以十五日為限」と記されている(【表①】参照)。前掲李長波論文は、この「〇〇日」を日数のことであると解釈して、「それぞれ十二日と十五日を期限としている」と述べているが、正しくはこの「〇〇日」は日付のことであり、「復限」は2日後である。
- 19 東涯の日記によると、天和2年10月には、1の日と6の日を定日として、月に6回訳文会が開催されていたことを確認できる(加藤前掲書、120頁)。
- 20 「射覆^{せきふ}」とは、覆ってあるものを言いあてること。淇園は「射復」と記すことのほうが多いが、この場合の「復」は「覆」と同義であると考えられる。
- 21 第1編・第2編に収められた「甲乙判」は、復文の際に同訓異義字のうちのどれを用いるのが文脈上適切であるかを解説したものである。一方、第9冊・第10冊に収められた「増訂習文録甲乙判」上下は、もとの「甲乙判」を同訓異義字書として再編集したものである。「射復文」の実践と具体的に関わるのは、前者のほうなので、ここでは前者に注目する。後者にはのちにあらためて言及する。
- 22 『習文録』1編、27丁表・裏。
- 23 『増訂習文録甲乙判』、1丁裏。
- 24 『習文録』1編、1丁表。
- 25 李長波論文(注5前掲)には、『習文録』が「原文」としたテキストについての詳しい叙述がある。
- 26 漢文訓読を批判し「華音直読」を提唱した荻生徂徠は、中国語と日本語は異なる言語であること、中国語のネイティブではない日本人にとって中国語を読み書きすることは中国人が中国語を読み書きするのは異なることを、初めて明確に認識した思想家であった。しかし、本文中で述べるように、

徂徠とその門人たちは、中国語のネイティブではない日本の学者は古典漢文を〈書く〉能力をどのようにして身につければよいかについては論じていない。本文中で述べるように、著者は、護園派の学者たちも、古典漢文を〈書く〉能力を身につけるうえでは、「訳文」「復文」の実践を行っていたのではないかと推測している。

²⁷ 『淇園文訣』21丁表。句読点は引用者による。

²⁸ 宝暦5(1755)年刊。

²⁹ 『作文初問』4丁裏。

³⁰ 荻生徂徠『訳文筌蹄』初編巻2、20丁表～24丁裏。『訳文筌蹄』初編のこの部分は、正徳4(1714)年刊。

³¹ 『習文録』1編、3丁表。

³² 中島市三郎『増補訂正 教聖 広瀬淡窓の研究』第一出版協会、1935年、253頁。

³³ 『古学先生文集』巻6、14丁裏。「私試制義会式」は元禄7(1694)年成立。書き下すにあたっては、『日本思想大系33 伊藤仁斎・伊藤東涯』(岩波書店、1971年)259頁を参考にした。

³⁴ 2丁表～裏。

³⁵ 前田勉『江戸の読書会―会読の思想史』平凡社、2012年、平凡社ライブラリー版、2018年。なお、本稿と関わる内容の前田の論考として、前田勉「江戸期の漢文教育法の思想的可能性―「会読」と「訓読」をめぐって―」(『新しい漢字漢文教育』第61号、全国漢文教育学会、2015年)があるが、同論考では漢文を〈読む〉という側面に主として注目されており、漢文を〈書く〉という側面に注目している本稿とは、問題関心の所在が異なる。

³⁶ 中井竹山『非徴』『総非』、『日本思想大系47 近世後期儒家集』岩波書店、1972年、44頁。

³⁷ 注7・注10に挙げた古田島の論文・著書参照。